合意書

近畿中央呼吸器センター　と　保険薬局名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は、

院外処方箋における問い合わせの運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用に

おいては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋における問い合わせの運用について

以下の場合に原則として処方医への問い合わせを不要とする

* 1. 一般名処方についての取り決め範囲内での変更
  2. 成分名が同一の銘柄変更
  3. 剤形の変更
  4. 別規格がある場合の処方規格の変更
  5. 取り決め範囲内で行う半錠、粉砕あるいは混合
  6. 取り決め範囲内で行う一包化
  7. 貼付剤や軟膏類での取り決め範囲内での規格変更
  8. 取り決め範囲内での日数の適正化
  9. その他合意事項

1. 開始時期にいて

　　　　　　年　　　　月　　　日より開始とする

1. 合意の解除、内容の変更ついて

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うとする　　　　　　　　　　　以上

　　　　　　年　　　　月　　　日

住所　大阪府堺市北区長曽根町1180番地

名称　独立行政法人国立病院機構 近畿中央呼吸器センター

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住所

保険薬局名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞